

令和5年度

福島町議会

定例会11月会議

令和5年11月27日(月)

議会提出議案

福島町議会

令和5年度福島町議会定例会 11月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委9	議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	1

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の <u>220.0</u> 、12月に支給する場合において100分の <u>220.0</u> を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の <u>225.0</u> 、12月に支給する場合において100分の <u>225.0</u> を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和5年12月に支給する期末手当に関する特別措置)
- 令和5年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例にかかわらず、第6条第2項中の「220.0」を「230.0」とする。
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。